

兵庫県公報

令和7年6月6日 金曜日 第623号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	8
○ 指定公金事務取扱者の指定（港湾課）	8
公 告	
○ 令和8年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	8
○ 随意契約の相手方等の公示（物品管理課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	13
教育委員会公告	
○ 入札公告	13
○ 同 上	15

告 示

兵庫県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

相原土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
西尾一之

住 所
洲本市五色町鮎原中邑48番地2

~~~~~

### 兵庫県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 神戸市前開土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

|    |       |                     |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 楠本俊裕  | 神戸市西区伊川谷町前開2055番地   |
| 同  | 山中靖典  | 同 市同区伊川谷町前開1215番地   |
| 同  | 淡河繁一  | 同 市同区伊川谷町前開2039番地   |
| 同  | 加藤幹夫  | 同 市同区伊川谷町前開313番地の1  |
| 同  | 山本一之  | 同 市同区伊川谷町前開2046番地   |
| 同  | 木下伸之  | 同 市同区伊川谷町前開865番地    |
| 同  | 杉本省三  | 同 市同区伊川谷町前開1926番地の1 |
| 同  | 椿本聡   | 同 市同区伊川谷町前開486番地    |
| 同  | 國井登志夫 | 同 市同区伊川谷町前開1311番地   |
| 同  | 再本正樹  | 同 市同区伊川谷町前開1543番地   |
| 同  | 山岡鉄治  | 同 市同区伊川谷町前開1222番地の1 |
| 同  | 山田巧   | 同 市同区伊川谷町前開1810番地   |
| 監事 | 澁谷博久  | 同 市同区伊川谷町前開528番地    |
| 同  | 北野信二  | 同 市同区前開南町1丁目12番6号   |
| 同  | 山下剛史  | 同 市北区筑紫が丘5丁目16番地の4  |

就任役員

役員の区分

|    | 氏名    | 住所                  |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 山中靖典  | 神戸市西区伊川谷町前開1215番地   |
| 同  | 椿本聡   | 同 市同区伊川谷町前開486番地    |
| 同  | 加藤幹夫  | 同 市同区伊川谷町前開313番地の1  |
| 同  | 山本一之  | 同 市同区伊川谷町前開2046番地   |
| 同  | 丸山智行  | 同 市同区伊川谷町前開2040番地の1 |
| 同  | 石戸秀和  | 同 市同区伊川谷町前開340番地の2  |
| 同  | 木下伸之  | 同 市同区伊川谷町前開865番地    |
| 同  | 國井登志夫 | 同 市同区伊川谷町前開1311番地   |
| 同  | 再本正樹  | 同 市同区伊川谷町前開1543番地   |
| 同  | 山尾福人  | 同 市同区伊川谷町前開1227番地   |
| 同  | 山岡鉄治  | 同 市同区伊川谷町前開1222番地の1 |
| 同  | 山田巧   | 同 市同区伊川谷町前開1810番地   |
| 監事 | 淡河繁一  | 同 市同区伊川谷町前開2039番地   |
| 同  | 杉本省三  | 同 市同区伊川谷町前開1926番地の1 |
| 同  | 山下剛史  | 同 市北区筑紫が丘5丁目16番地の4  |



兵庫県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市菅野土地改良区

退任役員

役員の区分

|    | 氏名   | 住所                 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 山崎輝國 | 神戸市西区榎谷町菅野631番地    |
| 同  | 石井康雅 | 同 市同区榎谷町菅野26番地     |
| 同  | 鴨谷一郎 | 同 市同区榎谷町菅野843番地の21 |
| 同  | 加藤典公 | 同 市同区榎谷町菅野312番地    |
| 同  | 二星春生 | 同 市同区榎谷町菅野821番地    |
| 同  | 加藤誠身 | 同 市同区榎谷町菅野283番地    |
| 同  | 石井和明 | 同 市同区榎谷町菅野324番地の1  |
| 監事 | 大村昌宏 | 同 市同区榎谷町菅野502番地の1  |

|       |         |                    |                 |
|-------|---------|--------------------|-----------------|
| 同     | 石 井 登   | 同                  | 市同区櫛谷町菅野48番地の2  |
| 同     | 加 藤 誠   | 同                  | 市同区櫛谷町菅野306番地の2 |
| 就任役員  |         |                    |                 |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |                 |
| 理 事   | 鴨 谷 正 數 | 神戸市西区櫛谷町菅野65番地     |                 |
| 同     | 鴨 谷 一 郎 | 同 市同区櫛谷町菅野843番地の21 |                 |
| 同     | 加 藤 典 公 | 同 市同区櫛谷町菅野312番地    |                 |
| 同     | 大 村 昌 宏 | 同 市同区櫛谷町菅野502番地の1  |                 |
| 同     | 石 井 孝 司 | 同 市同区櫛谷町菅野51番地     |                 |
| 同     | 石 井 和 明 | 同 市同区櫛谷町菅野324番地の1  |                 |
| 同     | 加 藤 誠 身 | 同 市同区櫛谷町菅野283番地    |                 |
| 監 事   | 大 谷 繁   | 同 市同区櫛谷町菅野669番地    |                 |
| 同     | 石 井 守   | 同 市同区櫛谷町菅野1336番地   |                 |
| 同     | 加 藤 誠   | 同 市同区櫛谷町菅野306番地の2  |                 |



**兵庫県告示第494号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**五ヶ井土地改良区**

|       |         |                    |  |
|-------|---------|--------------------|--|
| 退任役員  |         |                    |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |  |
| 監 事   | 長 永 卓 三 | 加古川市加古川町美乃利547番地の3 |  |
| 就任役員  |         |                    |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |  |
| 監 事   | 岩 本 憲 一 | 加古川市加古川町河原320番地の1  |  |



**兵庫県告示第495号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**河東土地改良区**

|       |         |                 |  |
|-------|---------|-----------------|--|
| 退任役員  |         |                 |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |  |
| 理 事   | 鷹 江 正 義 | 宍粟市山崎町須賀沢115番地6 |  |
| 同     | 梅 岡 廣 和 | 同 市山崎町中269番地    |  |
| 同     | 藤 井 善 光 | 同 市山崎町三谷365番地   |  |
| 同     | 保 川 久   | 同 市山崎町神谷279番地   |  |
| 同     | 山 下 大 介 | 同 市山崎町矢原69番地1   |  |
| 同     | 高 井 巖   | 同 市山崎町岸田65番地    |  |
| 同     | 秦 正 幸   | 同 市山崎町野々上589番地  |  |
| 監 事   | 浅 田 修 一 | 同 市山崎町須賀沢1375番地 |  |
| 同     | 衣 笠 萬 三 | 同 市山崎町高所452番地1  |  |
| 同     | 立 花 秀 則 | 同 市山崎町神谷107番地   |  |
| 就任役員  |         |                 |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |  |

|     |         |                 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 衣 笠 萬 三 | 宍粟市山崎町高所452番地 1 |
| 同   | 浅 田 修 一 | 同 市山崎町須賀沢1375番地 |
| 同   | 鷹 江 正 義 | 同 市山崎町須賀沢115番地6 |
| 同   | 山 本 弘 和 | 同 市山崎町中435番地    |
| 同   | 小 林 幹 生 | 同 市山崎町三谷345番地   |
| 同   | 山 下 大 介 | 同 市山崎町矢原69番地 1  |
| 同   | 春 名 陽 一 | 同 市山崎町野々上62番地   |
| 監 事 | 立 花 雅 之 | 同 市山崎町神谷91番地 2  |
| 同   | 中 野 二 郎 | 同 市山崎町岸田758番地 1 |
| 同   | 立 花 秀 則 | 同 市山崎町神谷107番地   |



**兵庫県告示第496号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**中筋北部土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 門 間 広 海 | 豊岡市清冷寺20番地      |
| 同     | 近 藤 基 以 | 同 市清冷寺1580番地の 5 |
| 同     | 小 西 正 章 | 同 市八社宮211番地     |
| 同     | 岡 本 豊 博 | 同 市清冷寺1678番地の 1 |
| 同     | 浅 井 清 次 | 同 市清冷寺1727番地    |
| 同     | 太 田 忠   | 同 市清冷寺1442番地    |
| 同     | 西 村 義 和 | 同 市伏222番地の 1    |
| 同     | 西 村 裕 文 | 同 市伏364番地       |
| 同     | 小 西 宏 和 | 同 市八社宮179番地     |
| 同     | 長 砂 宏   | 同 市加陽1034番地     |
| 監 事   | 西 浦 勝 治 | 同 市加陽1109番地     |
| 同     | 福 田 秀 樹 | 同 市八社宮71番地の 8   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 門 間 広 海 | 豊岡市清冷寺20番地      |
| 同     | 近 藤 基 以 | 同 市清冷寺1580番地の 5 |
| 同     | 西 村 義 和 | 同 市伏222番地の 1    |
| 同     | 小 西 敏 明 | 同 市八社宮148番地     |
| 同     | 浅 井 清 次 | 同 市清冷寺1727番地    |
| 同     | 太 田 忠   | 同 市清冷寺1442番地    |
| 同     | 藤 田 あやめ | 同 市清冷寺1778番地    |
| 同     | 西 村 裕 文 | 同 市伏364番地       |
| 同     | 小 西 宏 和 | 同 市八社宮179番地     |
| 同     | 長 砂 宏   | 同 市加陽1034番地     |
| 監 事   | 西 浦 勝 治 | 同 市加陽1109番地     |
| 同     | 福 田 秀 樹 | 同 市八社宮71番地の 8   |



**兵庫県告示第497号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

大庭土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所             |
|-------|------|----------------|
| 理事    | 岡博幸  | 美方郡新温泉町栢谷283番地 |
| 監事    | 丸谷貞富 | 同郡同町栢谷359番地の5  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名  | 住所             |
|-------|-----|----------------|
| 監事    | 岡博幸 | 美方郡新温泉町栢谷283番地 |



兵庫県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の内退任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

味間土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所           |
|-------|-------|--------------|
| 理事    | 谷後義通  | 丹波篠山市味間北35番地 |
| 同     | 松下稔   | 同市味間北988番地   |
| 同     | 谷後平和  | 同市味間北1003番地1 |
| 同     | 平野久昭  | 同市味間南537番地1  |
| 同     | 平野力   | 同市味間南828番地1  |
| 同     | 平野斉   | 同市味間南400番地   |
| 同     | 村上吉信  | 同市味間奥1793番地2 |
| 監事    | 金井秀一  | 同市味間新229番地   |
| 同     | 小鷹狩英治 | 同市味間南1051番地6 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所           |
|-------|-------|--------------|
| 理事    | 谷後義通  | 丹波篠山市味間北35番地 |
| 同     | 谷後平和  | 同市味間北1003番地1 |
| 同     | 谷後美鈴  | 同市味間北1004番地  |
| 同     | 平野斉   | 同市味間南400番地   |
| 同     | 河南賢一  | 同市味間南846番地   |
| 同     | 大前彰   | 同市味間南892番地   |
| 同     | 村上吉信  | 同市味間奥1793番地2 |
| 監事    | 金井秀一  | 同市味間新229番地   |
| 同     | 小鷹狩英治 | 同市味間南1051番地6 |



兵庫県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の内退任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

北中土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 大 西 眞   | 丹波市柏原町北中214番地   |
| 同     | 中 井 正 治 | 同 市柏原町北中257番地   |
| 同     | 安 井 信 寛 | 同 市柏原町北中233番地   |
| 同     | 西 野 和 範 | 同 市柏原町北中308番地   |
| 監 事   | 大 西 民 造 | 同 市柏原町北中252番地   |
| 同     | 川 口 利 和 | 同 市柏原町北中281番地 1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 大 西 眞   | 丹波市柏原町北中214番地   |
| 同     | 中 井 正 治 | 同 市柏原町北中257番地   |
| 同     | 安 井 信 寛 | 同 市柏原町北中233番地   |
| 同     | 西 野 和 範 | 同 市柏原町北中308番地   |
| 同     | 吉 竹 龍 一 | 同 市柏原町下小倉516番地  |
| 監 事   | 大 西 民 造 | 同 市柏原町北中252番地   |
| 同     | 福 田 宏   | 同 市柏原町北中381番地 7 |



兵庫県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

寺内土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 窪 田 貴   | 南あわじ市八木寺内386番地 |
| 同     | 清 水 英 一 | 同 市八木寺内460番地 1 |
| 同     | 細 川 拓 己 | 同 市八木寺内709番地   |
| 同     | 山 口 佳 範 | 同 市八木寺内861番地   |
| 同     | 北 川 惠 之 | 同 市八木寺内560番地   |
| 同     | 山 本 路 夫 | 同 市八木寺内187番地   |
| 同     | 北 野 雄 三 | 同 市八木寺内229番地   |
| 同     | 野 口 昌 敏 | 同 市八木寺内947番地   |
| 同     | 山 野 守 之 | 同 市八木寺内1115番地  |
| 同     | 宮 地 良 幸 | 同 市八木寺内1245番地  |
| 同     | 宮 地 克 壽 | 同 市八木寺内1280番地  |
| 同     | 正 木 美 宏 | 同 市八木寺内1342番地  |
| 監 事   | 窪 田 良 岱 | 同 市八木寺内391番地 1 |
| 同     | 北 川 安 志 | 同 市八木寺内39番地    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 窪 田 重 夫 | 南あわじ市八木寺内433番地  |
| 同     | 清 水 英 一 | 同 市八木寺内460番地 1  |
| 同     | 上 田 哲 也 | 同 市八木寺内1601番地 2 |
| 同     | 山 口 茂 樹 | 同 市八木寺内923番地 1  |
| 同     | 前 川 義 人 | 同 市八木寺内549番地    |
| 同     | 山 本 路 夫 | 同 市八木寺内187番地    |
| 同     | 片 山 浩 一 | 同 市八木寺内216番地    |
| 同     | 山 野 保   | 同 市八木寺内1007番地 2 |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 山 口 耕 司 | 同 | 市八木寺内1084番地1 |
| 同   | 居 内 邦 夫 | 同 | 市八木寺内1300番地  |
| 同   | 宮 本 健 治 | 同 | 市八木寺内1290番地  |
| 同   | 正 木 美 宏 | 同 | 市八木寺内1342番地  |
| 監 事 | 宮 地 克 壽 | 同 | 市八木寺内1280番地  |
| 同   | 北 川 安 志 | 同 | 市八木寺内39番地    |



**兵庫県告示第501号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|          |            |
|----------|------------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日      |
| 九名井土地改良区 | 令和6年10月25日 |



**兵庫県告示第502号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|             |          |
|-------------|----------|
| 土地改良区の名称    | 認可年月日    |
| 伊丹市森本井土地改良区 | 令和6年8月5日 |



**兵庫県告示第503号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。  
 令和7年6月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 事業名        | 地区名<br>(工区名) | 地 域 名     | 工事着手<br>年月日 | 工事完了<br>年月日 | 備考<br>(事業内容) |
|------------|--------------|-----------|-------------|-------------|--------------|
| 農村地域防災減災事業 | 下内膳          | 洲本市下内膳    | 平成29. 9. 16 | 令和6. 7. 31  | ため池2カ所       |
| 同 上        | 金屋           | 同 市金屋     | 平成30. 3. 27 | 令和6. 5. 31  | ため池3カ所       |
| 同 上        | 大城戸          | 同 市市池田    | 平成30. 3. 24 | 令和6. 5. 31  | ため池2カ所       |
| 同 上        | 平安浦南         | 同 市安乎町平安浦 | 平成30. 3. 24 | 令和5. 11. 15 | ため池2カ所       |
| 同 上        | 赤松下池         | 同 市下加茂    | 令和2. 7. 28  | 令和5. 9. 29  | ため池1カ所       |
| 同 上        | 砂池           | 同 市宇山     | 令和2. 10. 8  | 令和5. 9. 29  | ため池1カ所       |
| 同 上        | 鳥飼代田大池       | 同 市五色町鳥飼浦 | 令和2. 9. 18  | 令和6. 6. 25  | ため池1カ所       |
| 同 上        | 東山           | 南あわじ市賀集長原 | 平成30. 3. 30 | 令和5. 11. 30 | ため池3カ所       |
| 同 上        | 徳原           | 同 市中条徳原   | 平成30. 9. 14 | 令和6. 6. 28  | ため池1カ所       |



兵庫県告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字内海177の51、177の158、字荒尾521の153、521の154、字室谷714の1、714の26、714の27
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収に関する事務を委託した。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 名 称       | 一般社団法人 家島観光事業組合                 |
| 事務所の所在地   | 姫路市家島町真浦590-1                   |
| 徴収を委託した歳入 | 兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料 |
| 指定した日     | 令和7年4月1日                        |
| 委託した日     | 令和7年4月1日                        |

公 告

令和8年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和8年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

なお、不測の事態により日程を延期する場合がある。

令和7年6月6日

兵庫県立農業大学校長 小坂高司

- 1 募集人員、募集方法等
  - (1) 募集人員

|     |              |        |
|-----|--------------|--------|
| 課 程 | 農産園芸課程及び畜産課程 | 有機農業課程 |
| 人 員 | 40人          | 10人    |

- (2) 募集方法
  - ア 推薦入学試験
  - イ 一般入学試験（前期又は後期）
- (3) 課程

出願時に次のアからウのいずれかを選択する。

- ア 農産園芸課程
- イ 畜産課程
- ウ 有機農業課程

## 2 教育期間

- (1) 農産園芸課程及び畜産課程：2箇年（全寮制）
- (2) 有機農業課程：1箇年（通学制）

## 3 入学試験

- (1) 推薦入学試験（農産園芸課程及び畜産課程のみ）

### ア 試験日時

令和7年10月28日（火）午前9時30分から

### イ 試験場所

加西市常吉町1256-4  
兵庫県立農業大学校

### ウ 試験科目

- (ア) 筆記試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ及び数学Ⅱ並びに農業の基礎的知識）
- (イ) 面接試験

### エ 受験資格

次の条件を全て満たす者

- (ア) 令和8年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (イ) 人物、学業成績ともに優秀で、次の条件をすべて満たし、卒業した（卒業見込みの場合は在学中）高等学校の校長が責任をもって推薦できる者
  - a 兵庫県農業の発展に貢献しようとする意欲が高く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後、農村地域の担い手又は地域農業振興等の指導者を目指す者
  - b 調査書全体の評定値平均が3.3以上の者
  - c 学部活動（農業クラブ含む。）等で積極的に活動している者
  - d 合格した場合、入学を確約できる者（専願）

### オ 受験手続

- (ア) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

- (イ) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和7年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

- c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

- d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

- e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。

- f 添付書類

高等学校長の推薦書

- (ウ) 提出期間

令和7年10月1日（水）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年10月17日（金）必着とする。

(イ) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和7年10月29日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

(2) 一般入学試験（前期）

ア 試験日時

令和7年11月26日（水）午前10時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 農産園芸課程及び畜産課程

a 筆記試験

(a) 国語総合（古文及び漢文を除く。）

(b) 数学Ⅰ及び数学A

b 面接試験

(4) 有機農業課程

a 筆記試験（小論文）

b 面接試験

エ 受験資格

(7) 農産園芸課程及び畜産課程

次のa及びbのいずれも満たす者

a 令和8年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

b 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

c 併願可

(4) 有機農業課程

次のaからcのいずれも満たす者

a 令和8年4月1日現在で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

b 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

c 有機農業に関心を持ち、自らが実習ほ場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者

d 併願可

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和7年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

## a 入学願書

## b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

## c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、調査書を提出できないときは、当該調査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

(a) 学業成績証明書

(b) 卒業証明書

(c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

## (f) 提出期間

令和7年10月29日（水）から11月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年11月17日（月）必着とする。

## (g) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

## (7) 農産園芸課程及び畜産課程

令和7年11月27日（木）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## (8) 有機農業課程

令和7年12月10日（木）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551

## (3) 一般入学試験（後期）

ただし、上記(2)の試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

## ア 試験日時

令和8年3月10日（火）午前10時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

## (7) 農産園芸課程及び畜産課程

## a 筆記試験

(a) 国語総合（古文及び漢文を除く。）

(b) 数学Ⅰ及び数学A

## b 面接試験

## (8) 有機農業課程

## a 筆記試験（小論文）

## b 面接試験

## エ 受験資格

## (7) 農産園芸課程及び畜産課程

次のa及びbのいずれも満たす者

a 令和8年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業

見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

b 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

c 併願可

(i) 有機農業課程

次のaからcのいずれも満たす者

a 令和8年4月1日現在で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

b 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

c 有機農業に関心を持ち、自らが実習ほ場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者

d 併願可

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(i) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和8年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、調査書を提出できないときは、当該調査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

(a) 学業成績証明書

(b) 卒業証明書

(c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

(7) 提出期間

令和8年2月13日（金）から同月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年2月24日（火）必着とする。

(7) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

(7) 農産園芸課程及び畜産課程

令和8年3月11日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

(i) 有機農業課程

令和8年3月13日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年6月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
第27回参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の印刷 8,224,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和7年5月16日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
丸山印刷株式会社 神戸営業部 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1-3 シティハイツ神戸605
- 5 随意契約に係る契約金額  
26,053,632円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市大塚一丁目402番、405番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市大塚一丁目8番1号  
大工 保
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年5月8日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-2号（6三木）

**教育委員会公告**

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年6月6日

契約担当者

兵庫県立夢野台高等学校長 檜木直人

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名及び数量  
兵庫県立夢野台高等学校学校図書館ラーニングコモンズ化事業図書館内改装工事一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間

契約締結日から令和7年8月29日（金）まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立夢野台高等学校北館1階 図書館

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒653-0801 兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1

兵庫県立夢野台高等学校 担当 来栖

電話（078）-691-1546 F A X（078）-691-1548

電子メールアドレス tomoko\_kurusu@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年6月6日（金）から同月16日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年6月26日（木）午前10時から

場所 兵庫県立夢野台高等学校 南館1階応接室（兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年6月25日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年6月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札



## (4) 業務を行う場所等

兵庫県立夢野台高等学校北館1階 図書館

## (5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒653-0801 兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1

兵庫県立夢野台高等学校 担当 来栖

電話 (078)-691-1546 F A X (078)-691-1548

電子メールアドレス tomoko\_kurusu@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年6月6日（金）から同月16日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年6月26日（木）午後1時から

場所 兵庫県立夢野台高等学校 南館1階応接室（兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年6月25日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年6月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除

する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに入札されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、月額を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。